

全建労発第1号
令和8年4月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井雅則
〔公印省略〕

建設業の賃上げと働き方改革に向けた取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年3月19日に関係閣僚出席のもと、「国土交通省と建設業団体の意見交換会」が開催されました。この中で、技能労働者の賃上げについて、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性向上等の取組を通じ、「おおむね6%の上昇」を目指すことが申し合わされました。

その内容等につきましては、令和8年3月30日付け全建事発第128号・全建労発第69号により通知したところです。

このことを受けて、令和8年度は、下記の取組にご配慮のほどよろしく願いいたします。

記

1. 令和8年の技能労働者の賃金引上げの推進

前述の申し合わせを踏まえて、本会が令和8年度事業計画に定めたとおり、さらなる賃上げの好循環を続けるため、各都道府県建設業協会（以下「県協会」という。）におかれましては、おおむね6%の上昇を目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組について、県協会会員企業（以下「会員企業」という。）に周知をお願いしたところであり、また、周知に当たっては、現在作成中のポスターを活用し、賃上げ及び賃金の行き渡りが進むよう取り組んでいただきたいこと。

併せて、取組に当たっては、「労務費に関する基準」（令和7年12月2日、中央建設業審議会勧告）や「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」及び「CCUSレベル別年収の支払い」等を推進いただきたいこと。

2. 令和8年度の働き方改革の取組

① 「目指せ週休2日+360時間（2+360 ツープラスサンロクマル）運動」を引き続き推進いただきたいこと。

② 「適正工期見積り運動～工期の見積りは「工期に関する基準」に沿って～」を引き続き推進いただきたいこと。

なお、取組に当たっては、「工期に関する基準」（令和6年3月27日、中央建設業審議会勧告）を踏まえていただきたいこと。

③ 時間外労働の上限規制を達成するため、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国中小建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、（一社）日本空調衛生工事業協会、（一社）日本電設工業協会と連携し、建設現場（緊急工事、工程上やむを得ない工事を除く。）において土日閉所を目指すこととして行う「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を引き続き展開していただきたいこと。

また、この運動を地域ごとにブレイクダウンし、都道府県労働局等主催の「建設業関係労働時間削減推進協議会」等に参加して、地域の発注者を巻き込みつつ、地域の実情を踏まえて各協会単位でのキャンペーンや要請活動に取り組んでいただきたいこと。

④ 現地屋外生産として、日々刻々と変化する気象条件（猛暑や積雪）に対応する会員企業がより柔軟な働き方を推進できるよう、変形労働時間制の活用を促進するとともに、より使いやすくするための制度の見直し等に有用な情報や事例の把握・収集に取り組んでいただきたいこと。

⑤ 「全建の改正労働基準法Q&A100+27」（増訂版）及び労働基準法第33条及び第139条に関するQ&A（厚生労働省）等を活用して、建設業における時間外労働の上限規制のポイント、例外となる災害復旧・復興工事に係る労働時間管理等について会員企業の理解促進を図っていただきたいこと。

また、必要に応じて、本会の「労働関係法令相談室」をご案内いただきたいこと。

⑥ 厚生労働省働き方改革推進支援センターを積極的に利用いただきたいこと。

以上

担当：労働部 山崎（直）、浜崎、吉田